

建設環境委員会資料

1 条例案

第141号議案 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

..... 1

2 予算案

第129号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算(第9号)[関係分]

..... 2

3 報告事項

(1) 第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の一部改定について

..... 5、別冊

(2) (仮称)西中国ウィンドファーム事業に係る環境影響評価について

..... 6

令和3年12月14日・15日

環境生活部

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について (吉賀町へのNPO法人認証事務等の権限移譲)

1. 提案理由

吉賀町から権限移譲の要請のあった特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立認証事務等について、令和4年4月1日から権限移譲することとし、これに伴い「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の一部を改正する必要がある。

2. 概要

(1) 吉賀町に移譲する主な事務

- ① 設立の認証の申請書の受理 及び 設立の認証
- ② 登記の完了の届出の受理
- ③ 役員の名等の変更の届出の受理
- ④ 定款の変更の認証 及び 軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
- ⑤ 事業報告書等の受理 など

(2) 施行期日 令和4年4月1日

(3) 権限移譲後に吉賀町が所轄するNPO法人数は、4法人

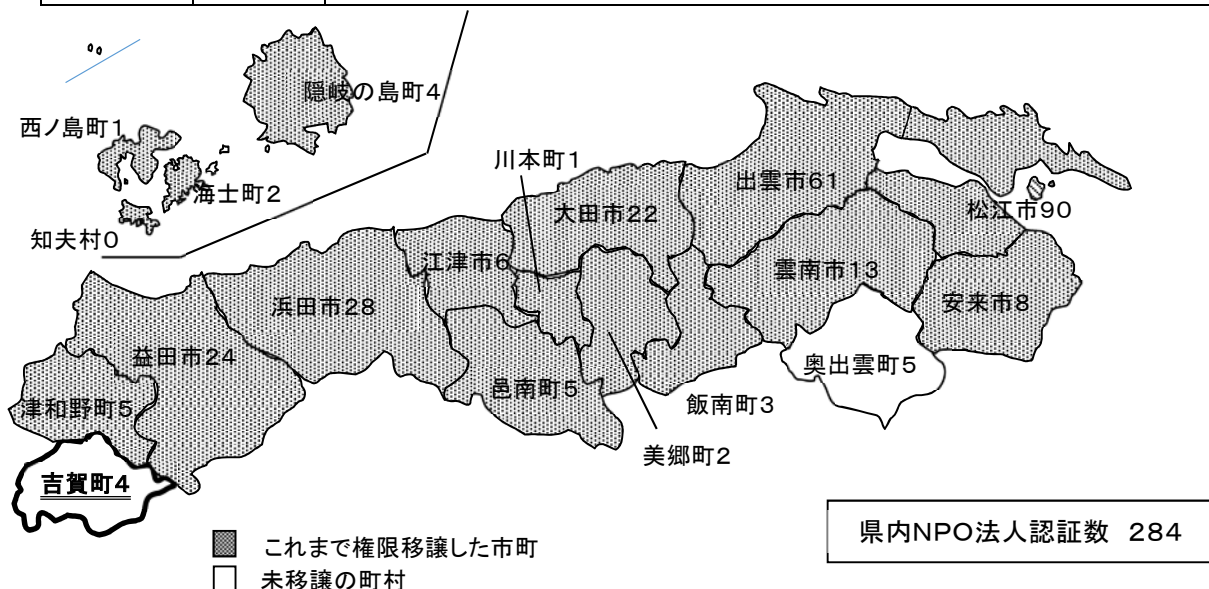
3. 権限移譲に向けた取組

- (1) 吉賀町職員を対象とした事務処理研修
- (2) 島根県から吉賀町へ書類引継
- (3) 統一的な法解釈・運用を図るために、権限移譲市町連絡会議を年2回開催

4. 権限移譲の状況・NPO法人分布マップ

(NPO法人認証数は令和3年10月末現在)

H19.10～	1市	松江市
H20.4～	5市4町	浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津和野町、海士町
H21.4～	2市2町	安来市、雲南市、斐川町(H23.10 出雲市と合併)、美郷町
H22.4～	2町	東出雲町(H23.8 松江市と合併)、西ノ島町
H23.4～	1町	邑南町
R2.4～	1町	隠岐の島町
R3.4～	1村	知夫村
未移譲	2町	奥出雲町、 <u>吉賀町</u>



令和3年12月14日・15日
建設環境委員会資料
環境生活部

環境生活部予算の概要

(令和3年度11月補正予算)

課別予算額(一般会計)

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
環境生活総務課	326,305	0	326,305
人権同和対策課	193,598	0	193,598
文化国際課	3,292,888	34,455	3,327,343
スポーツ振興課	2,802,476	400	2,802,876
自然環境課	834,539	4,138	838,677
環境政策課	668,351	0	668,351
廃棄物対策課	630,492	0	630,492
合計	8,748,649	38,993	8,787,642

(単位:千円)

課名 事業名称	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
合計	8,748,649	38,993	8,787,642						38,993
文化国際課	3,292,888	34,455	3,327,343						34,455
1 しまね国際センターの支援監督費	31,584	1,006	32,590						
				新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3密回避や衛生対策に必要な環境整備を実施 [実施内容] ・オンライン業務に対応するためWi-Fi環境を整備 ・空気清浄機、サーモグラフィ等					
2 県立美術館事業費	382,431	13,243	395,674						
				(1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3密回避や衛生対策に必要な環境整備を実施 5,092千円 [実施内容] ・ギャラリートーク用ワイヤレス音声送受信機 ・サーモグラフィ、自動消毒液噴射機 (2)令和4年5月(予定)の再開館後の入館者拡大を図るため、キッズライブラリーに親子で楽しめる設備を導入 8,151千円 [実施内容] ・参加型シアターシステムの整備					
3 芸術文化センター事業費	492,011	5,557	497,568						
				新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3密回避や衛生対策に必要な環境整備を実施 [実施内容] ・ギャラリートーク用ワイヤレス音声送受信機 ・空気清浄機、サーモグラフィ等					
4 島根県民会館事業費	267,112	14,649	281,761						
				新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3密回避や衛生対策に必要な環境整備を実施 [実施内容] ・ポータブルマイク、パーテーション等 ・空気清浄機、検温器等					

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
スポーツ振興課	2,802,476	400	2,802,876						400
1 県立体育施設管理運営事業費	369,989	400	370,389	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県立体育館における衛生対策に必要な環境整備を実施 [実施内容] ・サーモグラフィ					
自然環境課	834,539	4,138	838,677						4,138
1 三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費	321,726	4,138	325,864	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、三瓶自然館サヒメルにおける3密回避に必要な環境整備を実施 [実施内容] ・プロジェクター機能強化、反射望遠鏡用テレビ観望システムの導入等					

第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の一部改定について

1 改定計画の概要

(1) 位置付け・目的

本計画は、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づいて、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、その基本的事項を定めたもの。

県民、地域活動団体及び事業者による犯罪防止のための自主的な活動や、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備などにより、県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 計画期間 令和2（2020）年度～令和6（2024）年度（5年間）

(3) 施策の基本的方向

- ① 県民等による自主的な活動の推進
- ② 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保
- ③ 道路、住宅等における防犯への配慮
- ④ 事業活動における防犯への配慮
- ⑤ 犯罪被害者等への支援の推進
- ⑥ その他の安全安心まちづくりのための取組

2 改定内容

国の「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月）が策定されたことを受け、「犯罪被害者等への支援の推進」に関連する計画の一部を改定する。

- ① 施策体系のうち、「犯罪被害者等への支援の推進」の内容を充実（別冊資料P29～）
- ② 重点取組に「犯罪被害者等支援の充実」を追加（同P27）
- ③ 新たな支援事業の追加
 - ・ 犯罪被害者等に対する見舞金制度（同P38）
 - ・ 死傷者多数事案発生時における緊急支援体制（同P40）

3 今後のスケジュール

令和3年12月14日	パブリック・コメント（～令和4年1月14日）
令和4年2月2日	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会総会
令和4年3月下旬	決定・公表

(仮称) 西中国ウィンドファーム事業に係る環境影響評価について

1. 事業概要

事業者：電源開発(株) (愛称：j-power、本社：東京都中央区銀座 6-15-1)

事業名：(仮称) 西中国ウィンドファーム事業

計画地：山口・島根の県境域 (吉賀町、周南市、岩国市)

事業規模：最大 141,900kw (4,300kw×33 基) ※県内最大規模

風力発電機の羽 (ローター) の直径は 115m～130m ※国内最大級

2. 経過

- R3. 4. 7 事業者が吉賀町役場、周南市役所及び岩国市役所へ事業概要を説明
- R3. 8 月中旬 事業者が地元関係自治会長へ事業概要について情報提供
- R3. 9. 10 吉賀町が風力発電施設の建設に関するガイドラインを施行
(内容：配慮書提出前の説明会実施、説明会意見に対する誠実な対応 等)
- R3. 9. 22 事業者が吉賀町役場を訪問し、吉賀町長へ面会
町長より事業者へ配慮書提出前の住民説明会の開催を要望
- R3. 11. 6 吉賀町内で事業者による地元説明会開催
- R3. 11. 8 配慮書を事業者が島根県に提出 (60 日以内に知事意見を送付)
- R3. 11. 11 島根県知事から吉賀町長に対して環境保全の見地から意見照会
- R3. 12. 3 第 1 回技術審査会開催 (事業者より事業内容説明及び質疑応答)
- R3. 12. 8 吉賀町長から島根県知事に対して意見回答

3. 吉賀町長の意見概要

- 1) 地域住民 (高津川下流域等含む) の理解促進
- 2) 事業実施影響による事業計画の見直し
- 3) 高津川等への影響

4. 第 1 回技術審査会での主な意見等

- 1) 地域住民の理解促進
- 2) 高津川等への影響
- 3) 猛禽類等の調査実施期間
- 4) 風力発電施設等の撤去

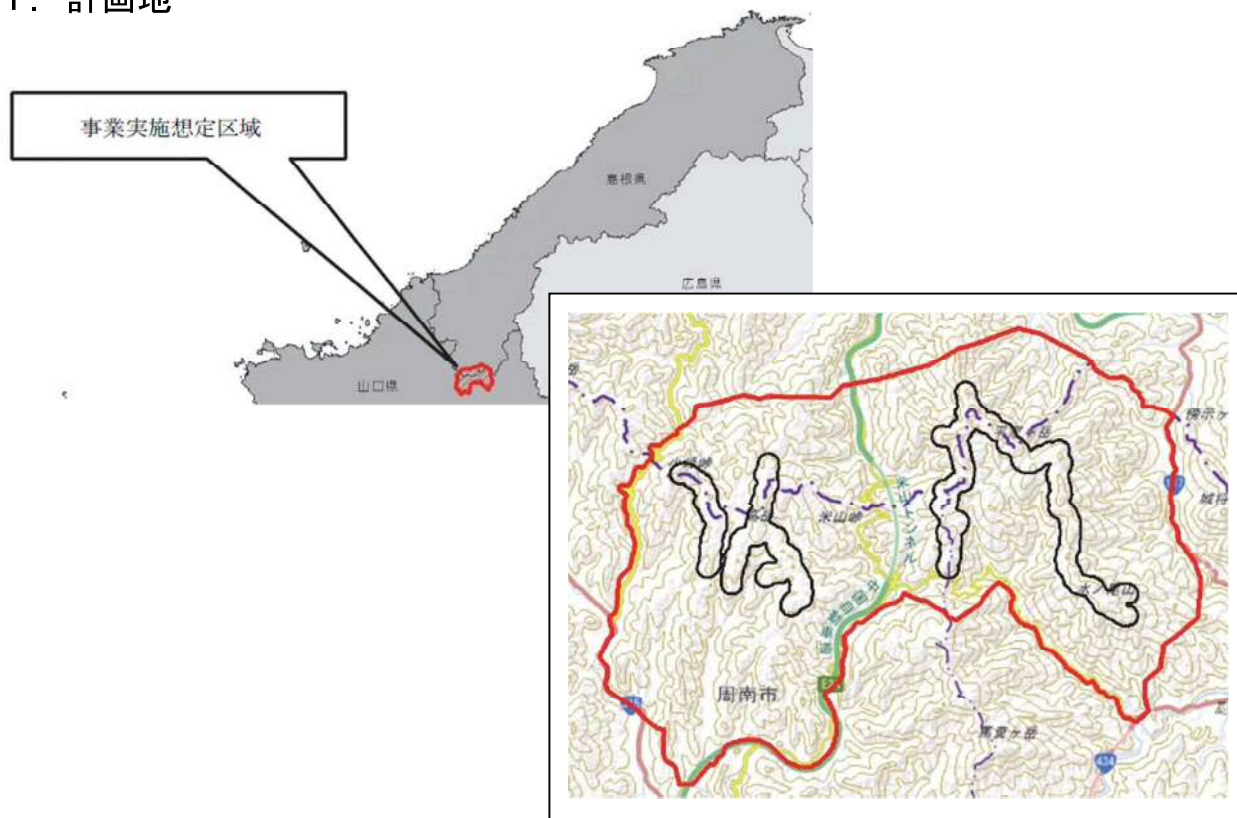
5. 今後の予定

- R3. 12. 24 第 2 回技術審査会 (答申案(吉賀町長意見含む)の審議)
- R4. 1 月中旬 技術審査会答申を踏まえた知事意見を事業者あて送付
(※R5. 3 月頃に事業者として、方法書を島根県に提出する意向)

(仮称)西中国ウインドファーム事業の事業概要 (別紙)

出典: (仮称)西中国ウインドファーム事業計画段階環境配慮書

1. 計画地



2. 風力発電機 (予定)

項目	諸元	
発電機出力	最大 4,300kW 程度 (定格出力、予定)	
ローター径	115m~130m	
ハブ高	84m~115m	
ブレード上端	143m~176m	ブレード上端 143m~176m ハブ高 84m~115m 地面

(仮称)西中国ウインドファーム事業に係る環境影響評価の手続きフロー図

事業者 経済産業省 環境省 地方自治体

